

平成 22 年度独立行政法人都市再生機構事業評価監視委員会の開催等について

独立行政法人都市再生機構では、平成 23 年 2 月 28 日に平成 22 年度第 4 回事業評価監視委員会を開催しましたので、その開催概要等についてお知らせします。

記

- 1. 平成 22 年度第 4 回事業評価監視委員会の開催概要
 - (1) 開催日等

日 時:平成23年2月28日(月) 15:00~17:30

開催場所:独立行政法人都市再生機構 新宿アイランドタワー 15 階大会議室

(2) 事業評価監視委員会委員(敬称略・五十音順)

・井 上 繁 (常磐大学コミュニティ振興学部長)

・岩 沙 弘 道 (三井不動産株式会社代表取締役社長)

・金 安 岩 男 (慶應義塾大学環境情報学部教授)

・岸 井 隆 幸 (日本大学理工学部教授)

・黒 川 洸 (委員長代理) (東京工業大学名誉教授)

・定 行 まり子 (日本女子大学家政学部教授)

・只腰 憲 久 (財団法人東京都新都市建設公社理事長)

・巽 和 夫(委員長) (京都大学名誉教授)

・奈 良 道 博 (弁護士)

なお、巽委員長及び岸井委員は欠席。

(3) 議事

委員長欠席に係る職務の代理について 本委員会の議事内容等について 審議事項(事業評価)の説明

- ・再評価実施事業の対応方針案について…【別紙1】(1)のとおり
- ・事後評価実施事業の対応方針案について・・・【別紙1】(2)のとおり

審議及び意見具申

都市再生機構事業評価監視委員会都市再生事業実施基準検討等専門部会からの報告 について…【別紙2】のとおり

審議事項(都市再生事業実施基準適合検証)の説明

・都市再生事業実施基準の適合検証結果について…【別紙3】のとおり 審議及び意見具申

(4) 議事概要

委員長欠席に係る職務の代理について

異委員長の急病による欠席のため、独立行政法人都市再生機構事業評価監視委員会 規程第3条第6項の規定により、黒川委員長代理が委員長職務代理として本委員会の 議事運営を行うこととなった。

本委員会の議事内容等について

今回の議事の概要について説明を行った。

審議事項(事業評価)の説明

・ 再評価実施事業の対応方針案について

再評価実施事業 4 件に関して、事業目的、事業の実施環境等の概要、対応方針案 及び対応方針案決定の理由について、都市機構から説明した。

・ 事後価実施事業の対応方針案について

第2回委員会で抽出された事後評価実施事業2件に関して、事業目的、事業の実施環境等の概要、対応方針案(今後の事後評価の必要性及び改善措置の必要性の有無並びにその根拠)同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性等(当該事業からの知見等)について、都市機構から説明した。

審議及び意見具申(審議結果)

上記の説明が行われたのち、「再評価実施事業の対応方針案について」は【別紙1】(1)のとおり、また、「事後評価実施事業の対応方針案等について」は【別紙1】(2)のとおり、意見具申があった。

都市再生機構事業評価監視委員会都市再生事業実施基準検討等専門部会からの報告について

事業評価監視委員会都市再生事業実施基準検討等専門部会の開催概要について、専門部会並びに都市機構から説明を行った。

審議事項(都市再生事業実施基準適合検証)の説明

・ 都市再生事業実施基準の適合検証結果について都市再生事業実施基準の適合検証対象事業3件に関して、事業の実施概要等及び

適合検証結果について、都市機構から説明した。

審議及び意見具申(審議結果)

上記の説明が行われたのち、【別紙3】のとおり、検証結果に係る意見具申があった。

2. 事業評価実施事業の対応方針

(平成23年3月16日 都市機構にて決定)…【別紙4】のとおり

3. 事業評価監視委員会提出資料等の公開

平成23年4月上旬を目途に都市機構支社等にて閲覧に付す。

お問い合わせは下記へお願いします。

【事業評価について】

本社 経営企画部 投資管理室 (電話)045-650-0384

【事業実施基準適合検証について】

本社 都市再生企画部 企画第2チーム (電話)045-650-0465

本社 カスタマーコミュニケーション室 報道担当 (電話)045-650-0887

【別紙1】

平成22年度第4回事業評価監視委員会の審議の概要

(1) 再評価実施事業の対応方針とそれに対する委員会の意見

Di Es A		対応方針案	左記に対する	
地区名	所在地	理由及び事業中止に伴う事後措置の内容	事業評価監視 委員会の意見	
		事業継続		
大手町地区 〔土地区画整理事業〕	東京都 千代田区	〔理由〕 ・当初計画のとおり、平成25年度換地処分 に向け、着実な進捗が見込まれることから 「事業継続」。	対応方針案のとおり	
		事業継続		
・ばほくぶ 千葉北部地区 (公共下水道) 〔特定公共施設整備事業〕	千葉県 印西市	〔理由〕 ・当該事業は、大規模宅地開発に伴う下水の 発生に対応するための管渠整備であり、これ らの整備により開発宅地への浸水被害に対す る安全性と良好な生活環境の確保が期待でき る。また、残事業も平成25年度完成予定であ ることから「事業継続」。	対応方針案のとおり	
		事業継続		
ながれやましんしがいち 流山新市街地地区 (公共下水道) 〔特定公共施設整備事業〕	千葉県 流山市	〔理由〕 ・当該事業は、一体型特定土地区画整理事業に伴う下水の発生に対応するための管渠整備であり、これらの整備により開発宅地への浸水被害に対する安全性と良好な生活環境の確保が期待できる。また、残事業も平成25年度完成予定であることから「事業継続」。	対応方針案のとおり	
		事業継続		
かつらぎ かやまる 葛城・萱丸地区 (公共下水道) 〔特定公共施設整備事業〕	茨城県 つくば市	〔理由〕 ・当該事業は、一体型特定土地区画整理事業に伴う下水の発生に対応するための管渠整備であり、これらの整備により開発宅地への浸水被害に対する安全性と良好な生活環境の確保が期待できる。また、残事業も平成25年度完成予定であることから「事業継続」。	対応方針案のとおり	

(2) 事後評価実施事業の対応方針とそれに対する委員会の意見

地区名	所在地		対応方針案等	左記に対する 事業評価監視 委員会の意見		
				今後の事後 評価の必要性	無 ・今回の事後評価により、当事業の目的である、健全かつ良好な居住環境を有する市街地の整備を達成し、事業の効果を発現していることが十分に確認できたため、今後の事後評価は必要としない。	
		改善措置 の必要性	無 ・事業により、公共施設の整備や利便施設の立地など良好な居住環境を有する市街地が形成されており、事業目的を達成していると認識できるため、改善措置は必要としない。			
横浜北部新都市 だいは、だいに 第一・第二地区 (港北ニュータウン) [土地区画整理事業]	神奈川県横浜市	同画方手の当の単面を開動を開動を開動を開動を開動を開動を開動を開動を開動を開動を開動を開動した。またのでは、「おおおいっと」を関する。「おいっと」を関する。「おいっと」を関する。「おいっと」を関する。	・ 当地区は、和子の大型の ・ 当地区は、和子の大型の ・ 当地区は、日本の大型の ・ 当地区は、日本の大型の ・ 一、地区は、日本の大型の ・ 一、地区は、日本の大型の ・ 一、地区は、日本の大型の ・ 一、地区は、日本の大型の ・ 一、地区で ・ 一、と ・ 一、、 ・ 一、 ・ 一、、 ・ 一、、 ・ 一、 ・ 一	対と 社況よた検る うり 経化応み 会のり仕討こ 経化応み努 深に心み努 状、しのめ		

地区名	所在地		対応方針案等	左記に対する 事業評価監視 委員会の意見
		今後の事後 評価の必要性	無 ・今回の事後評価により、当事業の目的である、都市型住宅供給等による土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を達成し、事業の効果を発現していることが十分に確認できるため、今後の事後評価は必要としない。	
		改善措置 の必要性	無 ・事業により、良好な複合市街地が形成されており、事業目的を達成していると認識できるため、改善措置は必要としない。	対応方針案の
※《いんままどまりにし 薬院大通り西地区 [市街地再開発事業]	福岡市	同画方手の当の当の部では、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ	当地区では、社会経済情勢の急激難な化に伴い、民間での事業実施が参画したものであり、以下の取り組みを行った。 ・良質な都市型住宅の供給(再開発する生活を行い、都心居住を推進) ・高齢化社会に対応した福祉・医療施設の導入 ・生活利便性の向上に資する生活接施の導入 ・地下鉄七隈線開業にあわせ、新を登構、地下鉄七隈線開業にあわせ、新を登備、おり口を設置、路の拡幅など、共施設を整備・特定業務代行制度を活用し、適切に民間を誘導 これらは、機構による都市再生のような和り組みであり、今後も、このような和りに取り組みであり、からとうな都市再生事業に積極的に取り組んでいきたい。	と社況踏事に管制の後のま業配理の構要。済化つ目し営組が、状を、的た体み今

【 別 紙 2 】

事業評価監視委員会都市再生事業実施基準検討等専門部会の開催概要

以下の通り、同専門部会を開催した。

第四回同専門部会

開催日:平成22年12月24日(金)10:00~12:00

議 題:

都市再生事業実施基準の明確化について(パブリックコメント案について)

トータル・リスクコントロールの検討について

情報開示及び事業評価方法についての検討

出席委員:黒川部会長、只腰副部会長、安念委員、谷口委員、髙木委員、草野委員、 土居委員、船岡委員

第五回同専門部会

開催日: 平成23年2月14日(月)15:00~17:00

議題:

業務方法書の改正案について

トータル・リスクコントロールの検討について

情報開示及び事業評価方法についての検討

出席委員:黒川部会長、只腰副部会長、安念委員、谷口委員、髙木委員、草野委員、 船岡委員

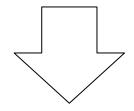
以上

【別紙3】

都市再生事業実施基準の適合検証結果とそれに対する委員会の評価

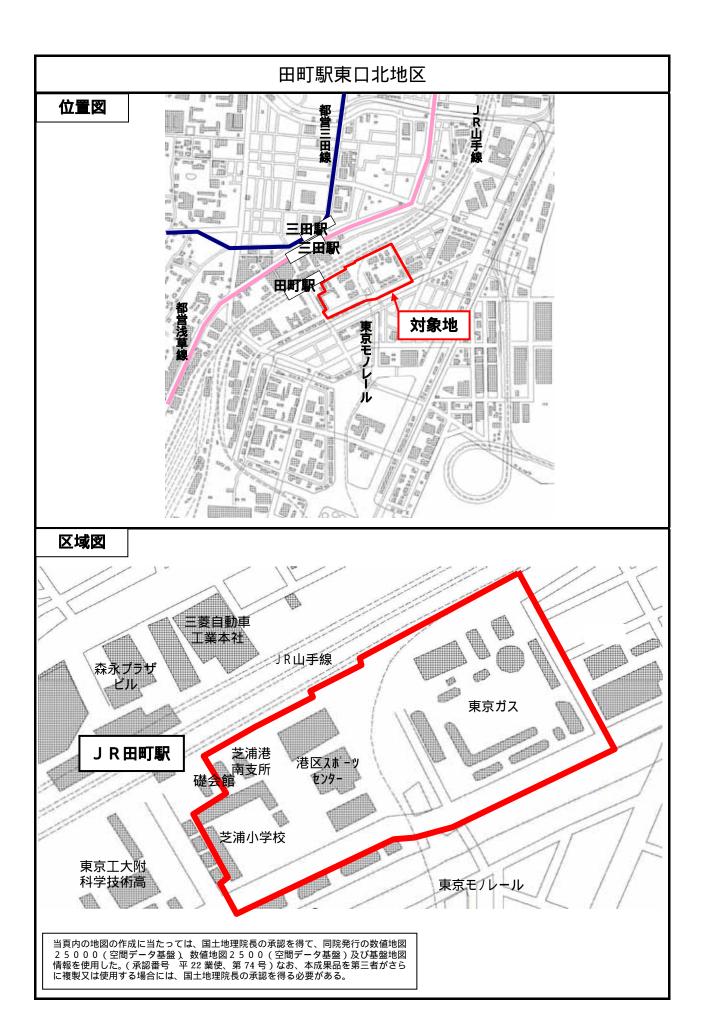
地	X	名	田町駅東口北地区						
	所	在	東京都港区芝浦1丁	 「目、3丁目					
	事業	手 法	土地区画整理事業(土地区画整理事業(個人施行同意型)					
	地区。	面積	7 . 7ha	7 . 7ha					
	採択	東 度	平成20年度						
	位 ・交 通	置 条 件	JR山手線「田町」駅	【 徒歩1 ~ 4分					
地区	従前の	状 況	【権 利 者 数】 【既存家屋数等】	準工業地域(60 4名(港区、東京 幼稚園·小学校 港区施設(上記	京ガス(株)、東 、港区支所	京電力労組、 、スポーツセ	東京モル-ル)		
の概要	事 業 経	の 緯	平成 18 年 9 月 平成 19 年 10 月 平成 20 年 6 月 平成 21 年 5 月 平成 22 年 1 月	都市・居住環境 「品川周辺地区・ 港区による「田町 港区による公共 港区による公共 港区による公共 港区による公共	都市·居住球 T駅東口北地 大公益施設 大公益施設 大公益施設 大公益施設	環境整備基本語 心区街づくりビジ 基本構想の公 基本計画の公 基本設計の公	ブョン」の公表 公表 公表		
	そ の	他			-				
			事業計画概要 ・「田町駅東口は 用転換にあわせ より、民間投資で の形成を図る。 土地利用計画	せ、土地区画整	理事業等に	よる基盤整体	構等の実施に		
<u> </u>	= ++	_		従前		 従後	È		
計	画諸	元	公共用地	面積	割合	面積	割合		
			道路	1.6ha	20.4%	1.6ha	20.8%		
			公園	0.5ha	6.0%	0.7ha	8.8%		
			計	2.0ha	26.4%	2.3ha	29.6%		
			宅 地	5.7ha	73.6%	5.4ha	70.4%		
			合 計	7.7ha	100.0%	7.7ha	100.0%		

準の適合状況		は実施困難な要因地方公共団	事業であり、地区内には公共団体及び民間事業者という属性の異なる権利者が存在する。 このため、関係者間の合意形成のためには中立・公平な立場で事業推進に向けた調整を行うことが必要とされ、公的機関としての関与が求められている。 港区から土地区画整理事業の施行に係る要請を受領済。 土地所有者である東京ガス(及び港区)から土地区画整理事業の施行に係る要請を受領済。 事業実施に伴う想定キャッシュフローの正味現在価値及び事業収支はともに適正に確保されている。 基盤等の整備後の土地において売却する保留地は発生しないが、地権者が選定した民間事業者と連携し、地区西側街区において業	適合 適合 適合 適合
事業実施基	政策的意義及び民間のみでは	政策的意義	基準細則第1条第1項第1号口(拠点形成)に該当 ・ 当地区は都市・居住環境整備重点地域に位置づけられ、「環境 モデル都市づくり、千客万来の都市づくり、東京サウスゲートの形 成に向けたまちづくりを推進する(都市・居住環境整備基本計 画)」とともに「水辺や緑を感じられる、環境と共生した魅力的な複 合市街地の形成(港区まちづくりマスタープラン)」を目指すことと されている。 ・ 本事業は、港区が策定した「街づくりビジョン」の実現に向け、大 規模敷地の土地利用転換にあわせ、基盤整備(道路整備、都市 計画公園整備等)を実施し、業務、商業、文化・交流、スポーツ・健 康増進・医療、公共サービス・防災機能等の公共公益機能を備え た複合市街地の拠点形成を図る事業。 基準細則第1条第1項第2号 二(中立性・公共性)に該当 ・ 本事業は、区有地と民間事業者用地との土地交換を前提とした	適合



上記検証結果に対す る事業評価監視委員 会の評価

都市再生事業実施基準に従い、適切に検証が行われている。



平成22年度 第4回事業評価監視委員会

都市再生事業実施基準 検証結果

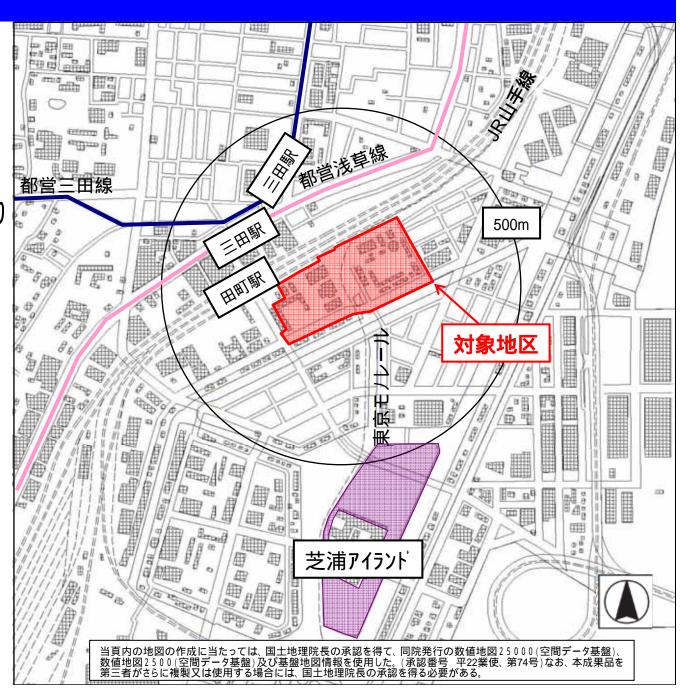
田町駅東口北地区

平成23年2月28日 独立行政法人都市再生機構

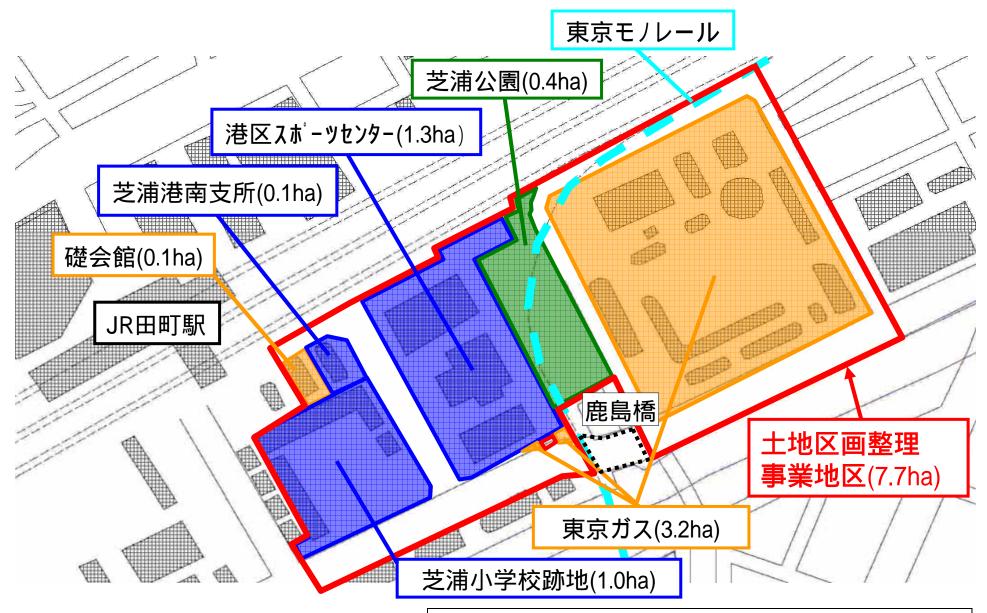
位置図

所在地 港区芝浦一、三丁目

交通条件 JR山手線田町駅より 徒歩1~4分



地区の現況



当頁内の地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図25000(空間データ基盤)、数値地図2500(空間データ基盤)及び基盤地図情報を使用した。(承認番号 平22業使、第74号)なお、本成果品を第三者がさらに複製又は使用する場合には、国土地理院長の承認を得る必要がある。

事業の経緯

時 期	内 容
H 1 6 . 8	都市・居住環境整備重点地域に指定
H18. 9	「品川周辺地区都市・居住環境整備計画」の公表
H 1 9 . 1 0	港区による「田町駅東口北地区街づくりビジョン」の公表
H 2 0 . 6	港区による公共公益施設基本構想の公表
H 2 1 . 5	港区による公共公益施設基本計画の公表
H 2 2 . 1	港区による公共公益施設基本設計の公表
H 2 2 . 3	港区・東京ガスからの施行要請

上位計画等

【品川周辺地域都市·居住環境整備基本計画】 (H18.9 東京都)

将来像

- 「環境モデル都市づくり」「千客万来の都市づくり」「東京サウスゲートの形成」 田町 ~ 芝浦のまちづくり
- ・「都心に近接するポテンシャル」「運河が入り込んだ地形」を活かした魅力ある 複合機能を誘導
- ・田町駅東口周辺は大規模敷地の土地利用転換を誘導

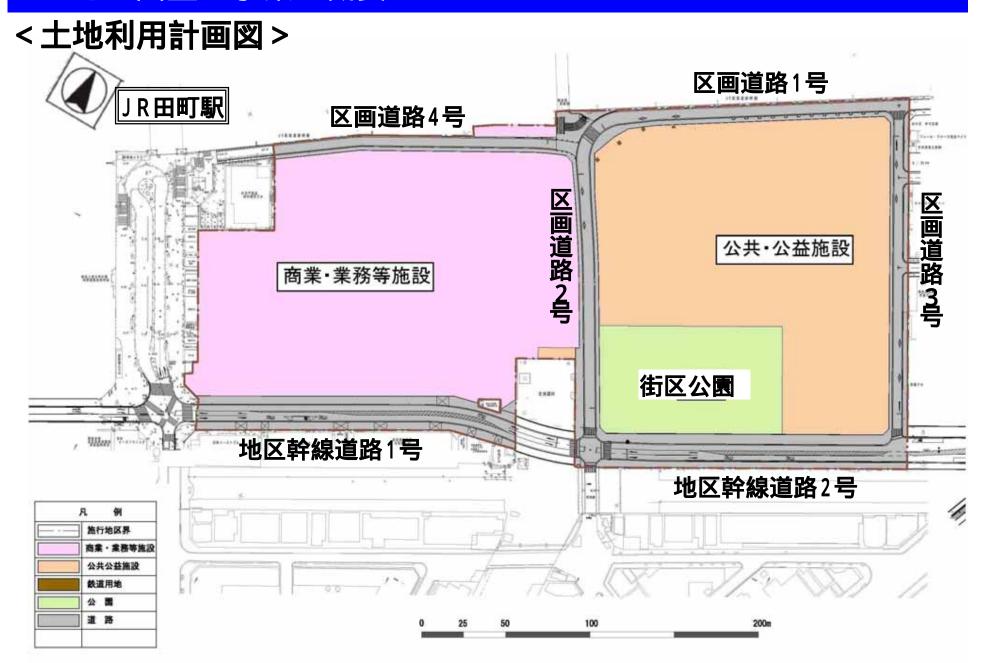
【港区まちづくリマスタープラン】 (H19.4 港区)

- ・水辺や緑が感じられる環境と共生した魅力的な複合市街地の形成
- ・田町駅周辺は大規模敷地の土地利用転換により、商業・業務機能・教育文化交流機能などを備えた地域の形成、環境に配慮したまちづくりを実施

【田町駅東口北地区街づくりビジョン】(H19.10 港区)

- ・緑豊かなオープンスペースの創出
- ・公共公益施設の一体的な整備
- ・複合拠点形成と歩行者ネットワークの構築

土地区画整理事業の概要



土地区画整理事業の概要

<施行前後面積内訳>

	施行	Ú	施行	後
公	道路	1.6ha ½		1.6ha
公共用	公園	0.5ha 月	日公園	0.7ha
地	計	2.0ha ^버	也計	2.3ha
宅地	宅地	5.7ha 爿	宅地 (うち保留地)	5.4ha (設定無)
	計	5.7ha	計	5.4ha
	合 計	7.7ha	合 計	7.7ha

予定スケジュール

年度	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29 ~
区画整理		施 行認可 	供給処理 道 Î	施設移設 各·下水道等	→→ <u>等整備</u> ←	公園整	換地処分	
都市計画	公園都計変更							
施設立地		(1	施設建設期)	 (2 期) ¦				

民間施設立地にかかるスケジュールは未定

政策的意義

低未利用地の土地利用転換による都市機能高度化、既成市街地における拠点の形成 (基準細則第1条第1項第1号ロ)

政策的 意義

 当地区は都市・居住環境整備重点地域に位置づけられ、「環境 モデル都市づくり、千客万来の都市づくり、東京サウスゲートの 形成に向けたまちづくりを推進する(都市・居住環境整備基本計 画)」とともに「水辺や緑を感じられる、環境と共生した魅力的な 複合市街地の形成(港区まちづくりマスタープラン)」目指すこと とされている。

本事業は、港区が策定した「街づくりビジョン」の実現に向け、大規模敷地の土地利用転換にあわせ、基盤整備(道路整備、都市計画公園整備等)を実施し、業務、商業、文化・交流、スポーツ・健康増進・医療、公共サービス・防災機能等の公共公益機能を備えた複合市街地の拠点形成を図る事業。

適合

事業実施基準への適合

民間のみでは実施困難な要因及び関係者の意向

	公的機関としての中立性・公共性(基準細則第1条第1項第2号二)に 該当	
民間のみで は実施困難 な要因	本事業は区有地と民間事業者用地との土地交換を前提とした事業であり、地区内には公共団体及び民間事業者という属性の異なる権利者が存在する。このため、関係者間の合意形成のためには中立・公平な立場で事業推進に向けた調整を行うことが必要とされ、公的機関としての関与が求められている。	適合
地方公共団 体の意向	港区から土地区画整理事業の施行に係る要請を受領済。	適合
地権者等の 意向	土地所有者である東京ガス(及び港区)から土地区画整理事業 の施行に係る要請を受領済。	適合

事業実施基準への適合

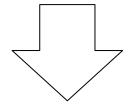
事業の採算性及び適切な民間誘導

事業の採算性	事業実施に伴う想定キャッシュフローの正味現在価値は適正に確保されている。 キャッシュフロー(利払い前)				
	収入 公表対象外 機構版NPV : 公表対象外	適合			
適切な民 間誘導	基盤等整備後の土地において売却する保留地は発生しないが、 地権者が選定した民間事業者と連携し、地区西側に業務・商業 機能を誘導するよう調整を進めてきている。	適合			

検証結果 適合

地	区	名	Ξ	鷹市民センター周	辺地区				
	所	 在	東	京都三鷹市新川ス	 六丁目 716 番 7 ほか				
	事業	手 法	防	防災公園街区整備事業					
	地区	面積	i 約	2.0ha(うち市街地	.部分:約 0.5ha)				
	採択	年 度	<u> </u>	_					
	位 • 交 ii	置 通 条 件	_ I .JF	R三鷹駅バス約 10 分	`				
地区	従 前	の状況	;	者 権 利 者 数】 相	集工業地域、第一種住居は 部市計画市場 権利者総数3名(個人2者 青果市場跡地、賃貸マンシ	香、法人1者)			
の概要	事経	業 <i>の</i> .	平 平	成 23 年 1 月 成 23 年 1 月 成 23 年 2 月	事業化要望(市⇒国交省 事業要請(市⇒都市機構 公園直接施行同意申請 市議会議決(公園直接施 債務負担) 三鷹市及び機構間で基本) 5行、公園設置区域公告、			
	そ (の 他	ļ.		_				
計	〇事業計画概要 三鷹市役所隣接の大規模敷地(一時避難場所指定)を確保し 災害の復旧活動拠点として機能する防災公園の整備により地域 防災性を向上するとともに、あわせて老朽化した公共公益施設敷 の整備を行い生活交流拠点の形成を図ることで、市が最重点プロェクトに掲げる「安心・安全のまちづくり」及び「都市の更新・再生」								
"'	画	諸う	T	±	現行	計画			
				事 項	市街地	公園			
				整備面積	約 5,094 ㎡	約 15,336 m ²			
				用途	公益施設用地、市道	防災公園			

事	政策的意義及び民	政策的意義	基準細則第1条第1項第1号口(拠点形成)、二(安全・安心)に該当。	適合
業実施基準の適	間のみでは実施困難.	民間のみでは実施困難な要因	基準細則第1条第1項第2号二(公共性)、木(施行権能)に該当。	適合
合状	な要因	地方公共団 体の意向	三鷹市から防災公園街区整備事業に係る事業要請を受領。	適合
況	₫	地 権 者 等 の意向	土地所有者から防災公園街区整備事業に係る事業要請を受領。	適合
	事業の採算性		事業実施に伴う想定キャッシュフローの正味現在価値及び事業収 支はともに適正に確保されている。	適合
	適切な民間誘導		整備済みの敷地(施設敷地及び道路用地)は、公共公益施設用地として市に特定譲渡するため、基準細則第3条第2項第2号(公共団体等への土地譲渡)の規定により確認不要	-
杉	検 証 結 果		適合·不適合(いずれかにO)	



上記検証結果に対す る事業評価監視委員 会の評価

都市再生事業実施基準に従い、適切に検証が行われている。

三鷹市民センター地区〔防災公園街区整備事業〕 位 义 計画地から三鷹駅まで約2km 三鷹市役所 計画地 東八道路 BENEFACETY-300m 域 义 X 三鷹郵便 市役所 541 人見街道 公会堂 市民センター 三鷹市公会堂別館一 が発展し a -541 体育館(第1、第2) 新ごみ処理施設建設地 -54.3 東八道路 100 <u>15</u>0m

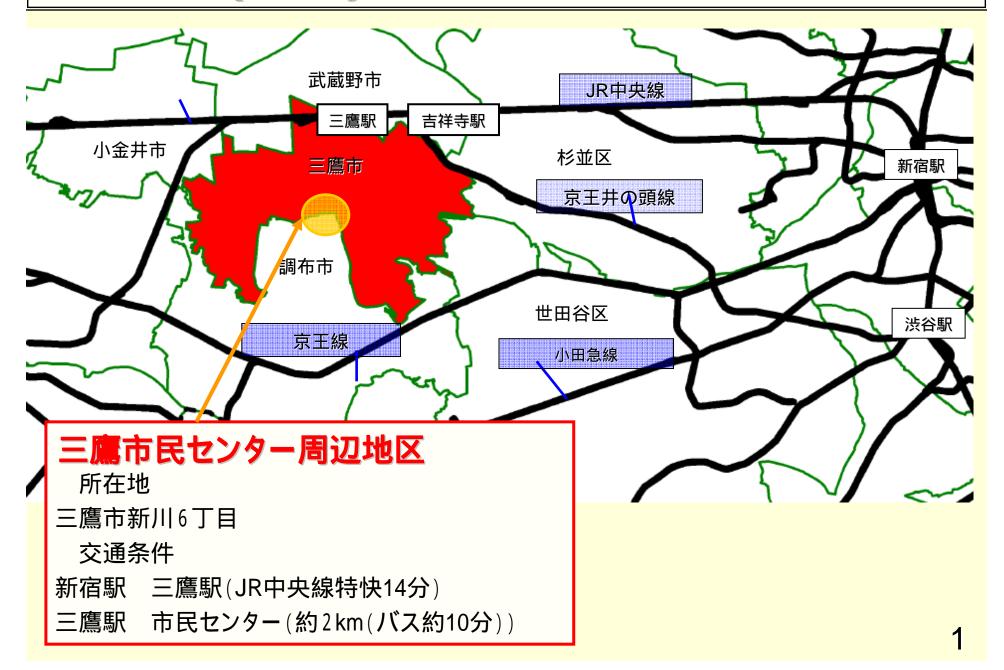
平成22年度 第4回事業評価監視委員会

都市再生事業実施基準 検証結果

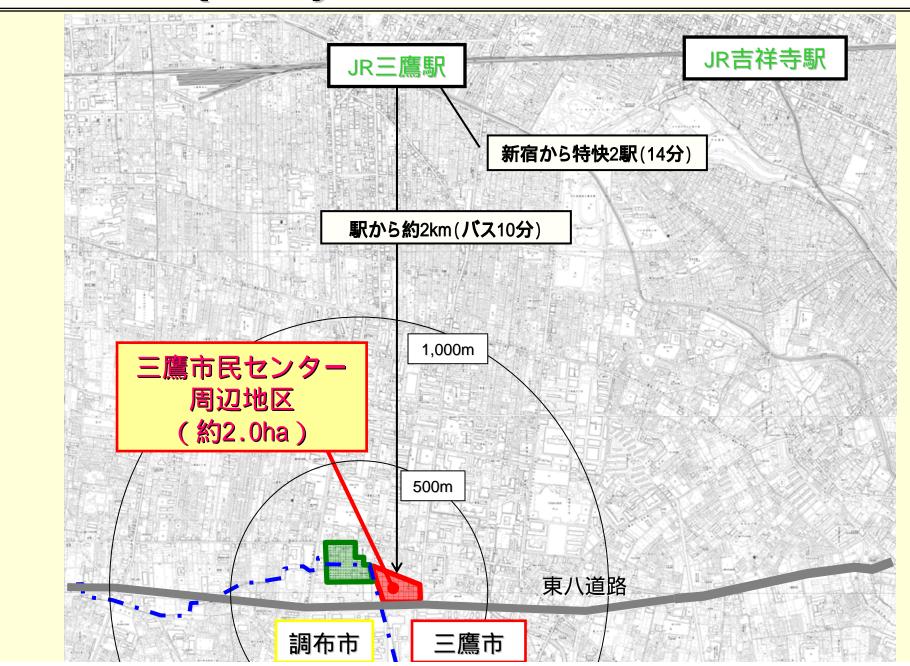
三鷹市民センター地区

平成23年2月28日 独立行政法人都市再生機構

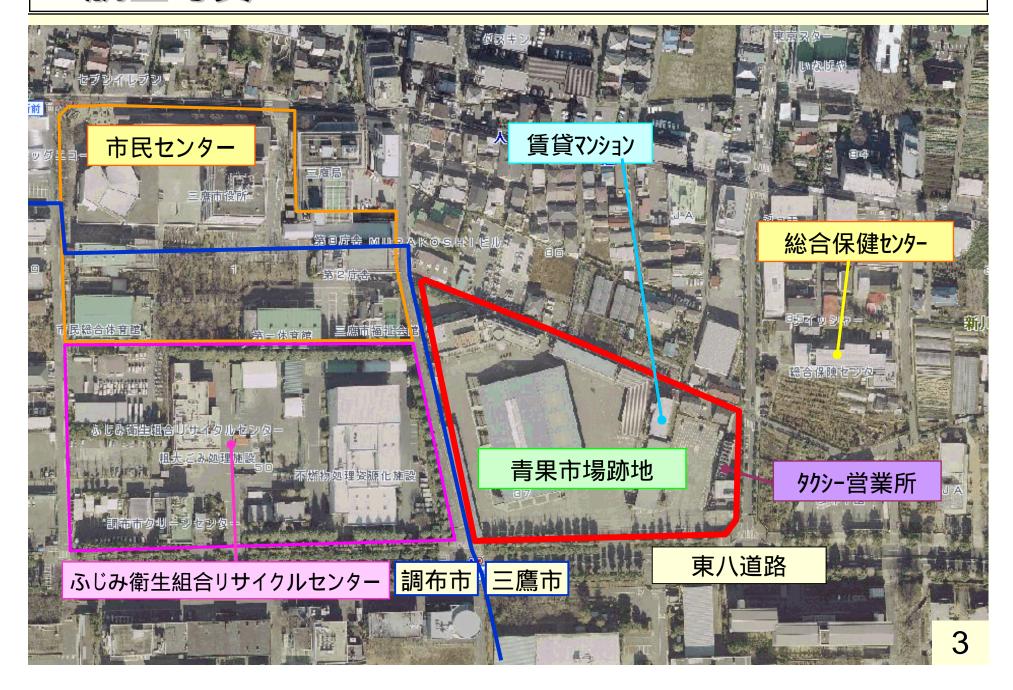
位置図(広域)



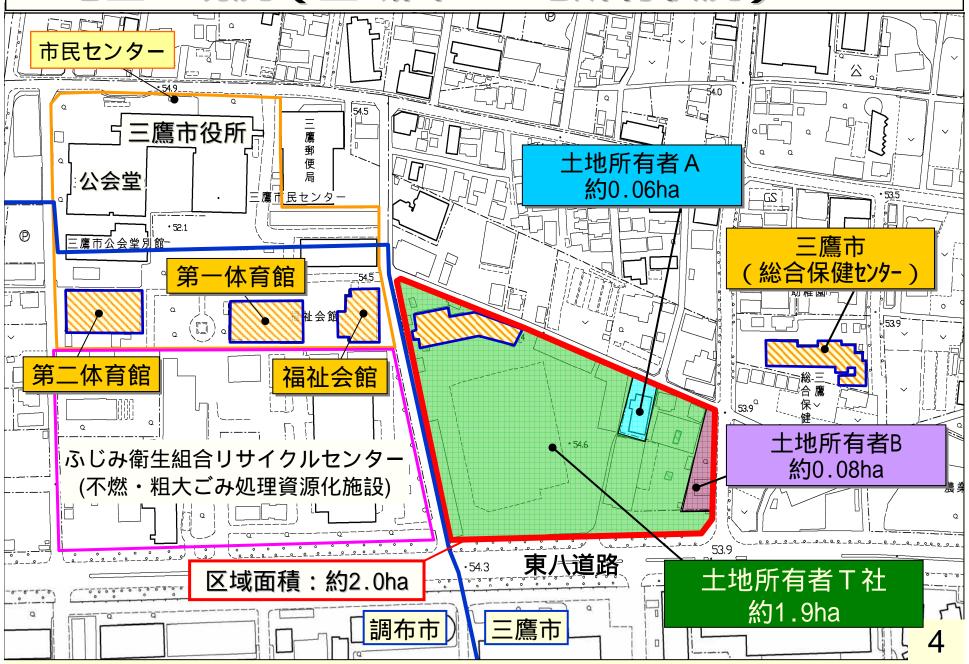
位置図(市域)



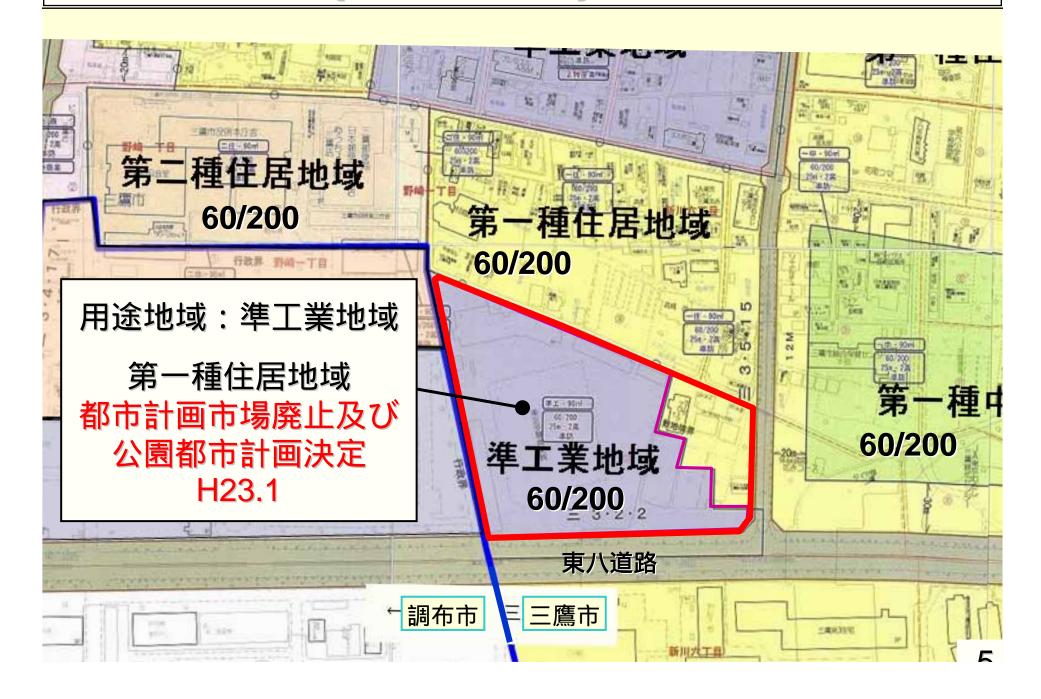
航空写真



地区の現況(区域図・土地所有状況)



地区の現況(用途地域等)



事業の経緯

時 期	内 容
平成19年5月	青果市場閉鎖
平成20年4月	三鷹市第3次基本計画(第2次改訂)策定
平成21年3月	三鷹市が国土交通省に防災公園街区整備 事業の事業化要望
平成21年3月	三鷹市都市再生ビジョン策定
平成21年5月	三鷹市と都市再生機構との包括協定締結
平成22年3月	市民センター整備基本プラン策定
平成23年1月	三鷹市から都市再生機構に防災公園街区 整備事業の事業要請
平成23年1月	都市計画決定(公園等)
平成23年2月	三鷹市議会議決、基本協定締結

上位計画等

三鷹市第3次基本計画(第2次改定)(H20.4)

・最重点プロジェクトのうち「安全安心のまちづくリプロジェクト」(公園、地区公会堂などの防災拠点化の推進、災害用備蓄倉庫の充実、等)、「都市の更新・再生プロジェクト」 (市民センター周辺等の公共施設再配置の検討、等)

三鷹市都市再生ビジョン (H21.3)

・市民センター周辺地区について、青果市場跡地を活用した公共公益施設の整備・再配置について都市再生機構と連携し事業化に向けた検討を進めると位置づけ

三鷹市と都市再生機構との包括協定の締結(H21.5)

・市民センター周辺地区等で、相互の連携を強化し、市の公共公益施設の整備・再配置を中核とした都市再生に資する多様なまちづくりを協働で推進することを「三鷹市と独立行政法人都市再生機構との都市再生の推進に関する基本協定書」(包括協定)にて締結

市民センター周辺地区整備基本プラン(H22.3)

- ・市民センター周辺地区において、防災公園、健康・スポーツ施設を整備するとともに老 朽化した公共施設の集約化等を図る土地利活用・整備の方針を策定し、施設配置等 のイメージ・ゾーニング案を提示
- ·防災公園等の整備のために都市再生機構の防災公園街区整備事業の活用をメイン に検討することを言及

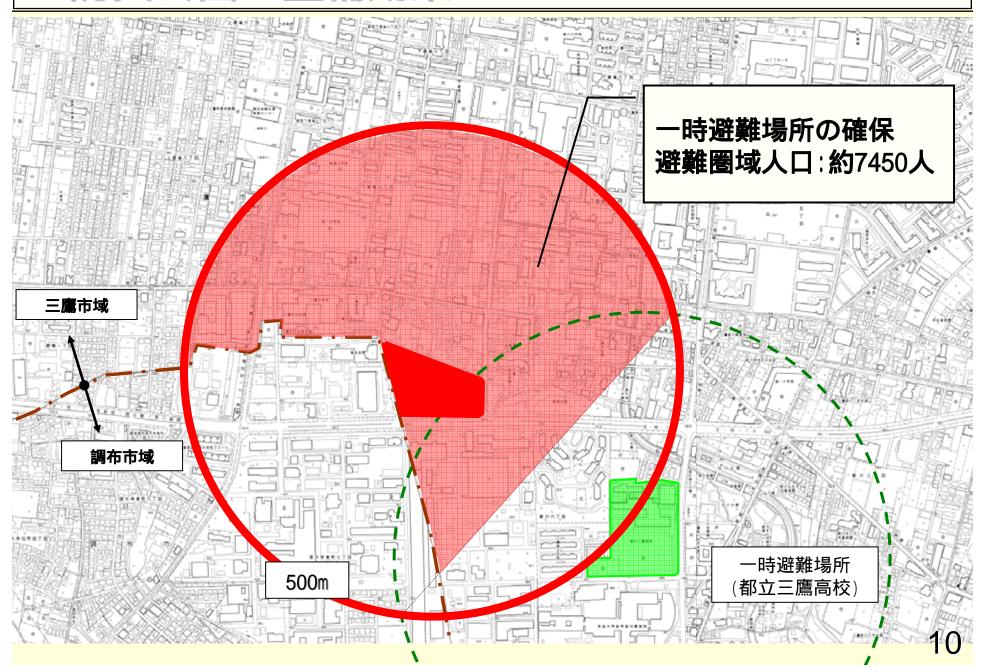
整備基本計画図(案)、断面図(案)



防災公園としての機能配置図(案)



防災公園の整備効果



今後のスケジュール(予定)

時期	内容
平成23年3月	土地取得契約(青果市場跡地)
平成24年1月	土地取得契約(個人地権者)
平成24年3月	事業協定締結
平成24年3月	都市計画事業承認(公園)
平成25年3月	市街地土地譲渡(施設敷地)
平成25年4月	工事開始
平成29年3月	市街地土地譲渡(道路敷地) 公園工事完了公告

政策的意義及び民間のみでは実施困難な要因(1/2)

拠点形成(基準細則第1条第1項第1号口)

三鷹市第3次基本計画(第2次改訂)に位置づけられた市民センター周辺等の公共施設再配置の検討・公共施設の計画的なリニューアルといった政策課題を踏まえ、市場跡地の土地利用転換にあわせ、総合保健センターや体育館等の公共公益施設の更新・集約化に必要な敷地の整備を行うことで、生活交流拠点の形成を図る事業

政策的意義

安全 · 安心 (基準細則第1条第1項第1号二)

地域防災計画において一時避難場所として位置づけられている地区において、災害時の復旧活動拠点として機能する防災公園整備により、地域の防災性の向上を図る事業

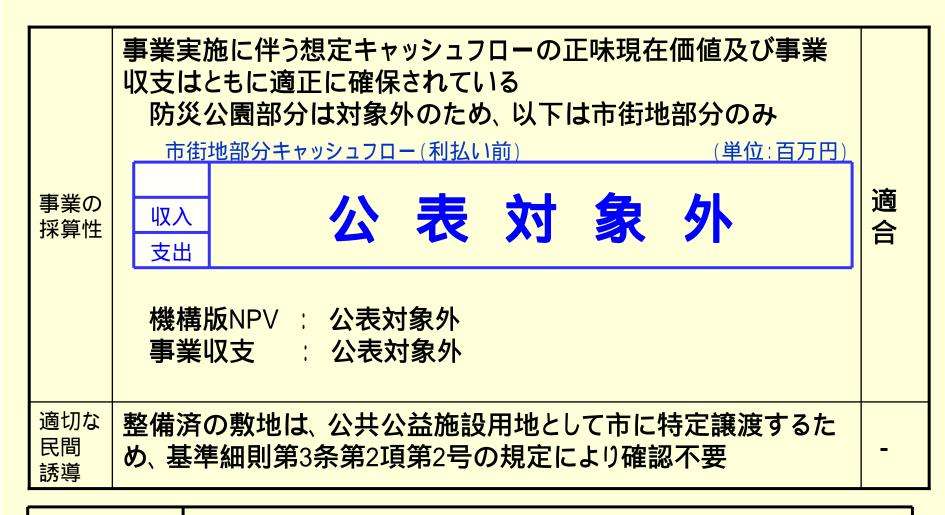
都市再生事業実施基準への適合

政策的意義及び民間のみでは実施困難な要因(2/2)

民間のみでは実施困難な理由	公共性(基準細則第1条第1項第2号二) 三鷹市は「公共公益施設の再編」「災害に強いまちづくり」 を具現化するためには、個人地権者の土地も含み一体的に整備を行う必要があることから、公的機関である機構の事業実施を要望。 施行権能(基準細則第1条第1項第2号ホ) 大規模な公共施設である防災公園の整備を行う必要があることから、機構が有する施行権能に基づき事業を行うことが合理的(なお防災公園に隣接する市街地部分も三鷹市に公共公益施設用地として譲渡)	適合
地方公共団 体の意向	三鷹市から防災公園街区整備事業に係る事業要請を受領	適合
地権者等の 意向	土地所有者から防災公園街区整備事業に係る事業要請を 受領	適合

都市再生事業実施基準への適合

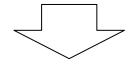
事業の採算性及び適切な民間誘導



検証結果

地	X		名	鈴鹿市南玉垣·白子地区					
	所		在	三重県鈴鹿市南玉垣町、白子町他					
	事業	手	法	防災公園街区整備事業、土地区画整理事業(個人施行)					
	地区	面	積	7.3ha(防災公園区域)、1 7.6 ha(土地区画整理事業区域)					
	採択	年	度	平成21年度					
	位 · 交 i	通 条	置件						
	従 前	【用途地域等】 第一種中高層住居専用地域(60/200)、準工業地域(60/ 200、国道23号線から50mの範囲) 前の状況【権利者数】 1名(NTT西日本)						0 /	
				【既存家屋数等】 【土地利用状況】	研修生寮、セ	ミナーホーム、・			
l					TT西日本鈴鹿				
地区					T⊺西日本鈴鹿 :の設置	研修センタ跡	地土地利用転	換計画策定協	協議
\ <u>\</u>					·鹿市が「NTT] 「」を発表	西日本鈴鹿研	修センタ跡地	土地利用転抣	計
概	事	業 の 緯	の		鹿市が国土交 提出	通省に防災公	園街区整備事	業の事業化要	望
要	経			た (む)の事業要請		区整備事業(土	地区画整理事	業	
					・ 鹿市議会可決 ・ 鹿市及び機構	•			<u>l</u>)
					鹿市、NTT西E		•	,	里)
					TT西日本から村			事業要請	
				平成23年3月 防災公園区域の土地取得契約締結(予定)					
	そ	<u>の</u>	他	-					
計	画	諸	元	事業計画概要 ・地域の広域避難地となる防災公園の整備及び市街地の整備改善を一体的に行うことにより、765ha、約22,000人の避難困難区域が解消されるなど地域の防災性向上や環境改善を図り、安心・安全に暮らせるまちづくりを行う。 ・みえメディカルバレー構想及び土地利用転換計画に基づき、NTT研修センター跡地に「新産業」及び「健康・福祉」に関連する企業誘致を図り、研究開発等の拠点形成を図る。 土地利用計画(土地区画整理事業)					
					従	前	従:		
				公共用地	面積	割合	面積	割合	
				道路	0.0ha	0.0%	3.8ha	21.4%	
				公園 	0.0ha 0.0ha	0.0%	0.5ha 0.8ha	3.1 % 4.2 %	
				計	0.0ha	0.0%	5.1ha	28.7%	
				宅地	17.6ha	100.0%	12.5ha	71.3%	
L				合 計	17.6ha	100.0%	17.6ha	100.0%	

_				
事業実施基準の適合状況	政策的意義及	策 的 政策的意義 意 義	基準細則第1条第1項第1号イ(国家的プロジェクト)、ロ(拠点形成)、 ニ(安全・安心)に該当 ・避難地の不足する当地区周辺地域について、防災公園の整備を行うことで、防災性の向上を図る事業である。	
			・ 当地区においては、都市再生プロジェクトである『大阪圏におけるライフサイエンスの国際拠点形成』における集積拠点として位置づけられる『みえメディカルバレー構想(H14.2 三重県)』に基づき、「競争力のある医療健康・福祉産業の創出と集積」「医療サービス分野の高度化」等を図ることとされ、同構想を踏まえ策定された『NTT西日本鈴鹿研修センタ跡地土地利用転換計画(H16.3 土地利用転換計画策定協議会)』において、防災公園や医療・健康・福祉機能等を導入することとされている。	適合
	び民間のみ		・本事業は、このような政策課題等を踏まえ、地域の防災性の向上に加え、都市再生プロジェクトの一翼を担うとともに、大規模な低未利用地である NTT 西日本研修センター跡地において、区画道路や街区公園等の公共施設整備を行うことで研究機関等の受け皿となる用地を確保し、健康福祉拠点の形成や生活機能の導入を図る事業である。	
	では実施困難な要因	民間のみで は実施困難 な要因	基準細則第1条第1項第2号 二(公共性)、ホ(施行権能)に該当 ・ 土地利用転換計画実現のため、土地区画整理事業に併せて大規模な公共施設である防災公園の整備を行う必要があることから、機構が有する施行機能に基づき事業を行うことが合理的である。 ・ 三重県及び鈴鹿市は、「みえメディカルバレー構想」に沿った健康福祉拠点形成等のため、適切な民間誘導が必要となることから公的機関による事業実施を要望。なお、土地所有者である NTT 西日本も県市の政策に沿ったまちづくりへの協力を望んでおり、公的機関による事業実施を要望。	適合
		地方公共団 体の意向	鈴鹿市から防災公園の整備及び土地区画整理事業の施行に係る要請を受 領済。	適合
		地権者等の 意向	土地所有者であるNTT西日本から土地区画整理事業の要請を受領済。	適合
	事業の採算性		事業実施に伴う想定キャッシュフローの正味現在価値及び事業収支はともに 適正に確保されている。	適合
	適切な民間誘導		保留地及び地権者換地は、土地利用転換計画等を踏まえて民間事業者等に譲渡(保留地は公募手続きを経て譲渡)される予定。	適合
	検 証 結 果		適合・不適合(いずれかに)	



上記検証結果に対す る事業評価監視委員 会の評価

都市再生事業実施基準に従い、適切に検証が行われている。

鈴鹿市南玉垣・白子地区 位置図 対象地 玉垣駅 (防災公園街区整備事業区域) 対象地 (土地区画整理事業区域) 国道23号 白子駅 区域図 対象地 (防災公園街区整備事業区域) アピタ 鈴鹿工業高等 専門学校 フジクラ 鈴鹿医療 対象地 鈴鹿工場 科学大学 (土地区画整理事業区域) 国道23号 旭が丘小 当頁内の地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図25000(空間データ基盤)数値地図2500(空間データ基盤)及び基盤地図情報を使用した。(承認番号 平22業使、第74号)なお、本成果品を第三者がさらに複製又は使用する場合には、国土地理院長の承認を得る必要がある。 400m

平成22年度 第4回事業評価監視委員会

都市再生事業実施基準 検証結果

鈴鹿市南玉垣·白子地区

平成23年2月28日 独立行政法人都市再生機構



位置図

所在地

三重県鈴鹿市南玉垣町、 白子町ほか

交通条件

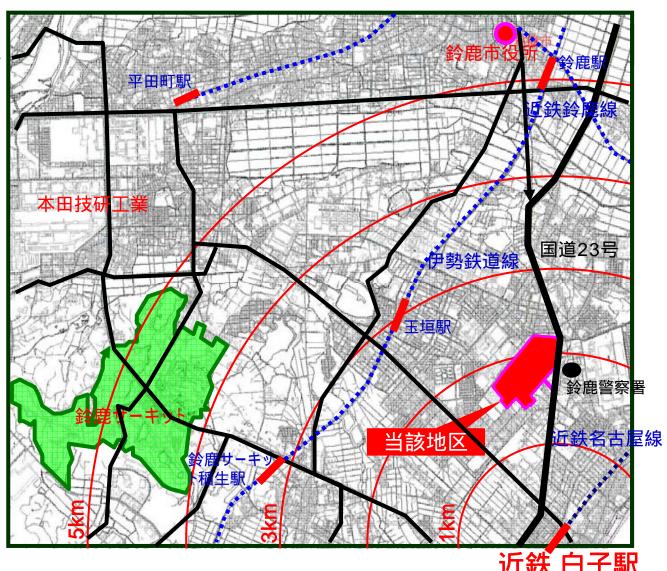
近鉄名古屋駅

近鉄特急39分

白子駅

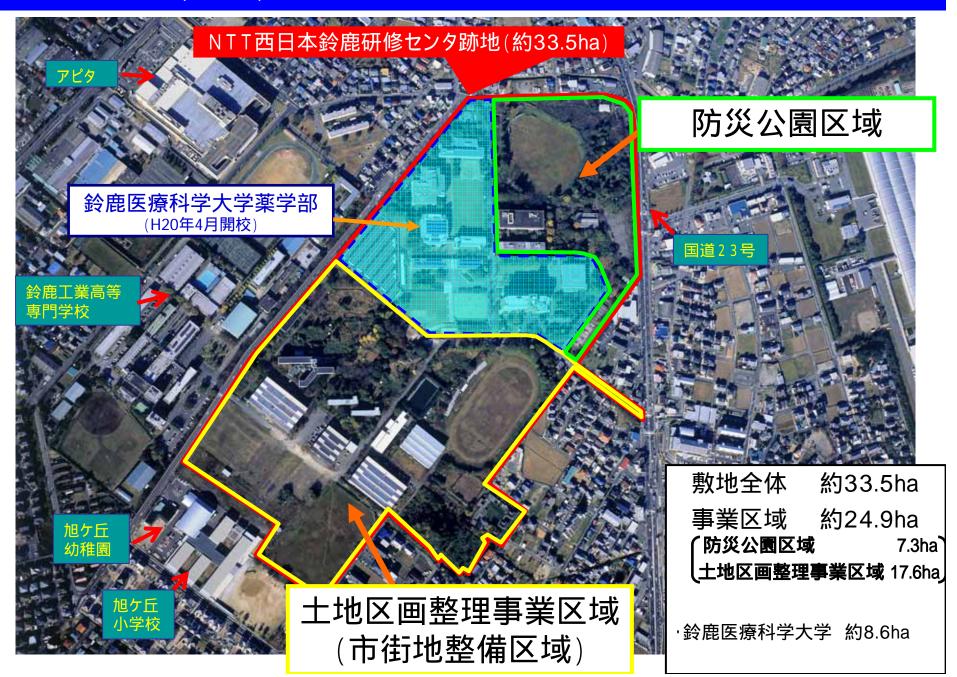
バス5分 (2km)

鈴鹿市南玉垣. 白子地区



当頁内の地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図25000(空間データ基盤)、数値地図2500(空間データ基盤)及び基盤地図情報を使用した。(承認番号 平22業使、第74号)なお、本成果品を第三者がさらに複製又は使用する場合には、国土地理院長の承認を得る必要がある。

地区の現況(全体)



事業の経緯

時 期	内 容
H 1 3 . 3	NTT西日本鈴鹿研修センター閉鎖
H 1 6 . 3	NTT西日本鈴鹿研修センタ跡地土地利用転換計画策定 (三重県、鈴鹿市、NTT西日本、旧地域公団、学識経験者等に よる土地利用転換計画策定協議会が策定)
H 1 9 . 5	NTT西日本が用地の一部を鈴鹿医療科学大学へ譲渡·賃貸借 契約締結
H 2 0 . 4	鈴鹿医療科学大学薬学部の開校(三重県初の薬学部)
H 2 0 . 1 1	鈴鹿市が国土交通省に防災公園街区整備事業の事業化要望
H 2 2 . 3	鈴鹿市から都市機構に防災公園街区整備事業の事業要請
H 2 2 . 6	鈴鹿市議会可決(直接施行同意、公園予定区域、債務負担) 鈴鹿市、都市機構間で基本協定締結(防災公園)
H 2 2 . 9	鈴鹿市、NTT、都市機構間で基本協定締結(区画整理) NTTから都市機構に土地区画整理事業の事業要請
H 2 3 . 2	防災公園区域の土地取得契約締結

上位計画等

【みえメディカルバレー構想】(H14.2 三重県)

都市再生プロジェクト(第2次決定)に位置づけられた構想で、県内の大学や研究機関、企業、サービス事業者などの産学官民による有機的なネットワークを核にして、次代を担う医療・健康・福祉産業の創出と集積を目指す。

【NTT西日本鈴鹿研修センタ跡地土地利用転換

計<u>田</u>】 (H16.3 土地利用転換計画策定協議会)

大学、防災公園、健康福祉機能等の導入を位置づけ

【鈴鹿市都市マスタープラン】(H20.10 鈴鹿市)

白子地区周辺は、「名古屋圏を意識した住環境の整備とレクレーション機能の向上、業務サービス機能を提供する業務地の整備」を行うこととなっている。 また、鈴鹿医療科学大学、鈴鹿工業高等専門学校を含むその周辺地区を『産学官 民交流モデルゾーン』と位置づけ。

【鈴鹿市地域防災計画】

整備完了後、防災公園部分を広域避難地として位置づけ

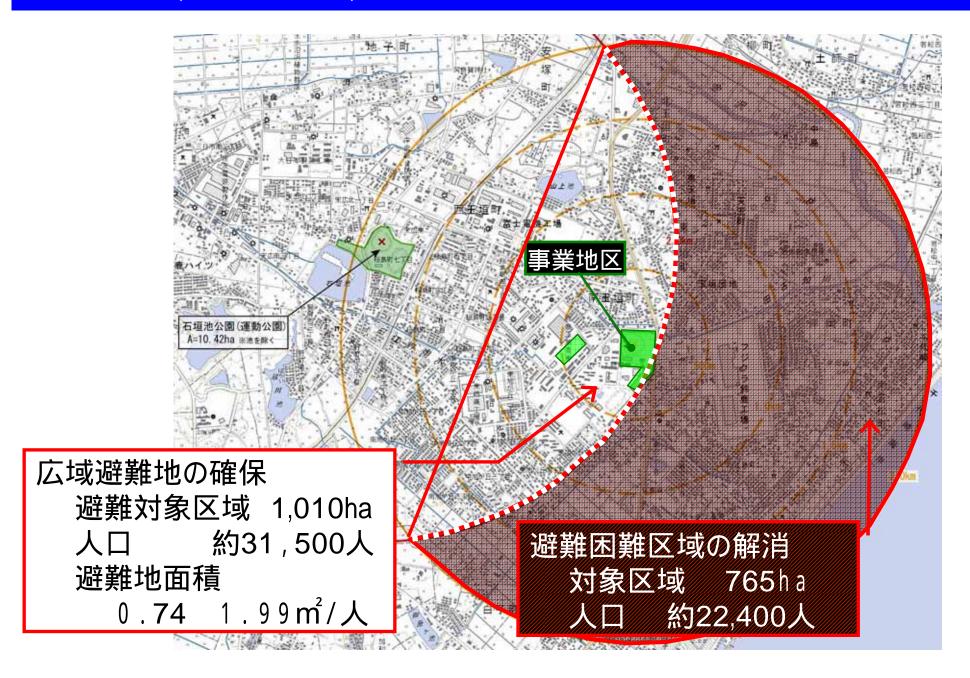
土地利用計画図(全体)



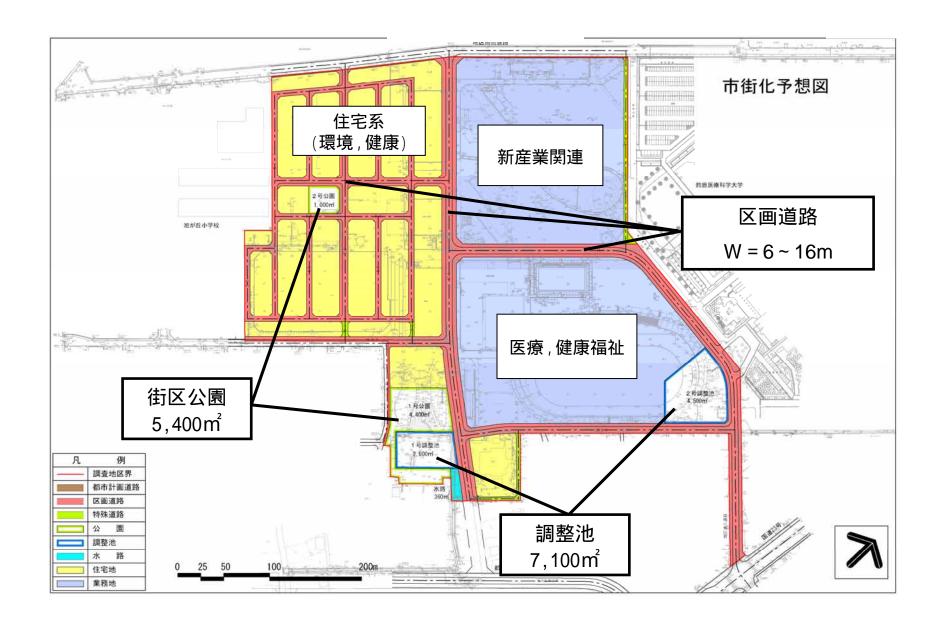
防災公園としての機能配置図(案)



整備効果(広域避難地)



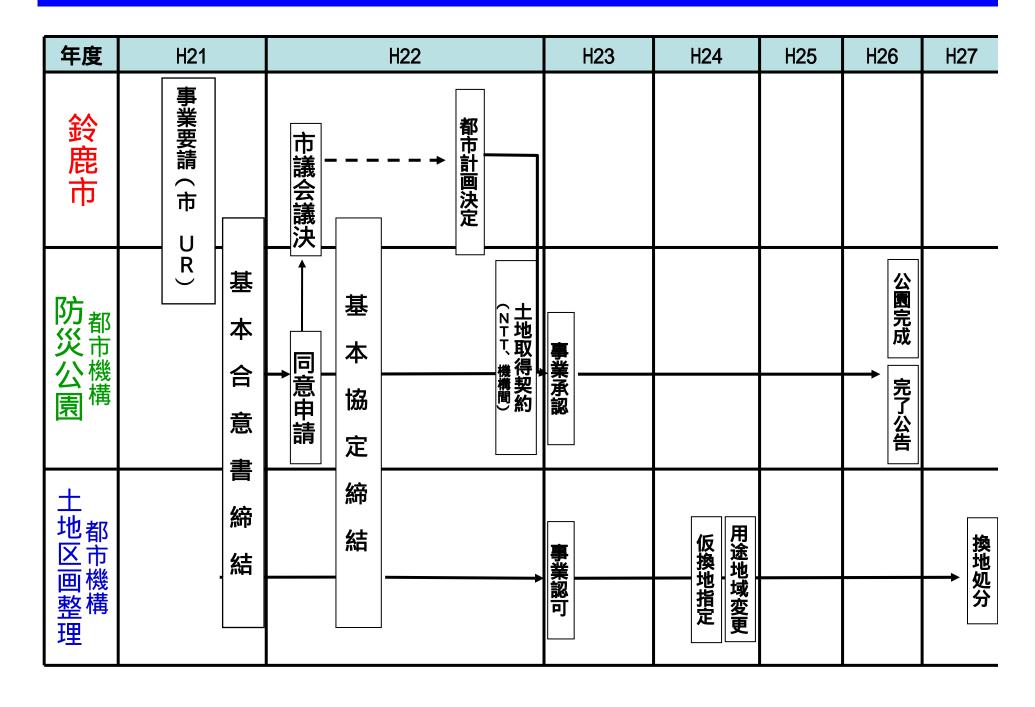
土地区画整理事業の概要



土地区画整理事業 (土地利用計画)

	施行前	Ú	施行後		
<i>/</i> /\	道路	0.0ha	<i>/</i> /\	道路	3.8ha
公共	公園	0.0ha 共		公園	0.5ha
用地	調整池・水路	0.0ha	用 地	調整池・水路	0.7ha
	計	0.0ha	76	計	5.1ha
宅地	宅地	17.6ha	宅地	宅地 (うち保留地)	12.5ha (7.3ha)
	計	17.6ha		計	12.5ha
	合 計	17.6ha	合 計		17.6ha

予定スケジュール



政策的意義及び民間のみでは実施困難な要因

国家的プロジェクト

(基準細則第1条第1項第1号イ)

低未利用地の土地利用転換による都市機能高度化、既成市街地における拠点の形成 (基準細則第1条第1項第1号ロ)

安全で安心して暮らせるまちづくり (基準細則第1条第1項第1号二)

• 避難地の不足する当地区周辺地域について、防災公園の整備を 行うことで、防災性の向上を図る事業である。

政策的 意義

- 当地区は、都市再生プロジェクトとして位置づけられる「みえメディカルバレー構想」に基づき「競争力のある医療・健康・福祉産業の創出と集積」「医療サービス分野の高度化」等を図ることとされ、同構想を踏まえ策定された「NTT西日本鈴鹿研修センタ跡地土地利用転換計画」において、防災公園や医療・健康・福祉機能等を導入することとされている。
- 本事業は、このような政策課題等を踏まえ、地域の防災性の向上に加え、都市再生プロジェクトの一翼を担うとともに、大規模な低未利用地であるNTT西日本研修センター跡地において、区画道路や街区公園等の公共施設整備を行うことで研究機関等の受け皿となる用地を確保し、健康福祉拠点の形成や生活機能の導入を図る事業である。

政策的意義及び民間のみでは実施困難な要因

公的機関としての公共性(基準細則第1条第1項第2号二)に該当施行権能に基づ〈事業執行(基準細則第1条第1項第2号ホ)に該当

• 土地利用転換計画実現のため、土地区画整理事業に併せて 大規模な公共施設である防災公園の整備を行う必要がある ことから、機構が有する施行機能に基づき事業を行うことが合 理的である。

民間のみでは実施困難な要因

• 三重県及び鈴鹿市は、「みえメディカルバレー構想」に沿った健康福祉拠点形成等のため、適切な民間誘導が必要となることから公的機関による事業実施を要望。なお、土地所有者であるNTT西日本も県市の政策に沿ったまちづくりへの協力を望んでおり、公的機関による事業実施を要望。

事業実施基準への適合

政策的意義及び民間のみでは実施困難な要因

地方公共団 体の意向	鈴鹿市から防災公園の整備と土地区画整理事業の施行に係る 要請を受領済。	適合
地権者等の 意向	土地所有者であるNTT西日本から土地区画整理事業の要請を 受領済。	適合

事業実施基準への適合

事業の採算性及び適切な民間誘導

< 土地区画整理事業 >

	事業実施に伴う想定キャッシュフローの正味現在価値及び事業 収支はともに適正に確保されている。 *公園部分は原価譲渡事業のため、以下は区画整理事業のみ			
事業の採 算性	以 入 表 対 象 外	適合		
	機構版NPV : 公表対象外 事業収支 : 公表対象外			
適切な民 間誘導	保留地及び地権者換地は、土地利用転換計画等を踏まえて民間事業者等に譲渡(保留地は公募手続きを経て譲渡)される予定。			

検証結果

【別紙4】

(1) 再評価実施事業の対応方針

地区名	事業手法等	対応方針
大手町	土地区画整理事業	事業継続
千葉北部 (公共下水道)	特定公共施設整備事業	事業継続
流山新市街地(公共下水道)	特定公共施設整備事業	事業継続
葛城・萱丸(公共下水道)	特定公共施設整備事業	事業継続

(2) 事後評価実施事業の対応方針

地区名	事業手法等	対応方針	
横浜北部新都市第一・第二	土地区画整理事業	今後の事後評価の必要性	無
19次小の外間である。		改善措置の必要性	無
薬院大通り西	士华 地西朗 基	今後の事後評価の必要性	無
米 院へ通り凸	市街地再開発事業	改善措置の必要性	無

以 上